

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約) 自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借 (コンビニ)
2. 概 要 本件は、賃貸人が所有する自動体外式除細動器 (以下、AEDという) 等を市が借り受け、賃料を支払うものである。
3. 納入場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎外111箇所 (予定)
市川市内のコンビニエンスストア
(設置場所は別紙のとおりであるが、店舗の開店、閉店による変更については、契約締結の際に提示する。)
4. 賃貸借期間 令和6年6月1日から令和11年5月31日
5. リース物件の種類及び数量

種 類	詳 細	数 量
AED本体	○AED本体及び電極パッドは、高度管理医療機器・特定保守管理医療機器として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく厚生労働大臣の承認を得ていること。 ○非医療従事者の使用が認められていること。 ○日本版救急蘇生ガイドライン2020に準拠していること。 ○オートショック式であり、オートショックAEDのロゴマークがAED本体又はキャリングバックに貼付されていること。 ○本体に電源や小学生～大人モードと未就学児モードとの切り替えなどの操作ボタンなどがある場合は、その旨の表示が本体に日本語で記載されていること。なお、電源ボタンなど操作が不要なボタンには操作が不要である旨の表示をすること。 ○AED本体及び付属品は新品であること。 ○待機時の温度条件は-5℃～50℃の範囲を含むこと。 ○防塵・防水の保護規格はIP55以上を有すること。 ○電極パッドは小学生～大人・未就学児兼用であり、AED本体に接続された状態で保管されていること。その他に予備の電極パッドを1個付けること。 ○心電図解析中や解析後でもAED本体の電源を落とすことなく、小学生～大人モードと未就学児モードの切り換えができること。 ○バッテリー方式で作動し、バッテリーの待機寿命は4年以上でショック140回相当の容量を有すること。 ○イラスト等を用いて操作手順を示したものを、本体、ケース等に添付するなどし、表示すること。	140台 ※全て同一機種とする

	○使用時の心電図波形データを保存する機能を有すること。 ○機器本体、バッテリー残量及び電極パッドの使用可否を確認するセルフテスト機能を有すること。また、異常があった場合には、音と表示の両方で警告する機能を有すること。 ○セルフテストの結果を自動でサーバへ送信し、賃借人がAEDの状態をインターネットのWeb画面等で把握できる遠隔監視システムを有すること。また、その結果については、賃借人がPDFやcsv等の形式で一覧表として任意のタイミングで出力できること。 ○持ち出しや機器の電源が入った場合、また故障などの異常を検知した場合は、自動で賃借人へメール等で速やかに情報を通知すること。 ○サーバとの通信は、設置場所の通信機能を用いることなく、賃貸人が設置するシステムで完結させること。 ○GPS等でAEDの位置を把握することができること。 ○AEDのカバーに市川市が賃借している旨を表示すること。 ○リース付属品として、バッテリーと電極パッドの他、次のものを含むこと。 1) 救急セット 一式 ①人工呼吸用マウスピース ②感染防止用手袋 ③脱毛用具 ④水分払拭用タオル ⑤衣服切除用ハサミ 2) 標準キャリングケース 一個 AED本体、予備の電極パッド及び救急セットなど消耗品一式を収納できること。 3) その他、標準的な付属品（取扱説明書・設置表示ステッカー等） 一式 4) 遠隔監視システムに必要となる物品 一式	
AED収納ボックス (屋内用)	AED収納ボックスの形状は、壁掛け型、床置き型、スタンド型の3種類とし、次の要件を満たすものとする。 ○耐久性（リース期間である5年間以上の使用に耐えうるもの）を有すること。 ○標準キャリングケースに収納したAEDを設置できること。 ○AED収納ボックスに設置したAEDのインジケータ	壁掛け型 20台 床置き型 65台 スタンド型 37台

	ーの状態を外部から視認できるよう、扉の一部が透明であること。 ○AED収納ボックスからAEDを取り出す際、周囲にAEDの使用を知らせるよう警報が鳴ること。 ○アラーム部品の電源は電池を利用し、別に電源工事は行わないこと。また、電池は容易に交換できること。 【壁掛け型】 ○指定する屋内の壁面にネジ等を用いて固定すること。 ○設置にあたっては、石綿障害予防規則等の関係法令を遵守すること。 ○参考品番 908-564（株式会社 三和製作所） AED-KC（日東工業株式会社） 【床置き型】 ○自立でき、アンカーボルトでの床面固定はしないこと。 ○高さは、床面からおおよそ 80cm から 100cm であること。 ○参考品番 908-565（株式会社三和製作所） 908-576（株式会社三和製作所） 【スタンド型】 ○自立でき、アンカーボルトでの床面固定はしないこと。 ○高さは、床面からおおよそ 140cm であること。 ○AED収納ボックスの下部は、パイプ型であること。 ○参考品番 908-572（株式会社三和製作所） NDX-310（スタンドタイプ） （ナカ工業株式会社）	
--	---	--

6. 契約内容

本リース契約は、リース物件であるAED、AED収納ボックスの設置及びリース契約満了後に行う撤去及び再リース契約満了後に行う撤去の外、次の内容を含むものとする。

- ①本リース物件に付属する消耗品（バッテリー、電極パッド、救急セット、AED収納ボックスの電池）について、使用期限までに無償で新品を現地で訪問して交換すること。また、電極パッドの使用が判明した場合は、速やかに現地に訪問して交換、補充すること。
- ②破損、紛失、盗難、機器に異常が生じた場合は、速やかに現地を訪問し、交換等対応を行うこと。また、リコール発生時には対応を迅速に行うこと。なお、故障等についての保証は、機器の耐用期間までとする。
- ③消耗品を交換した際には、賃借人に書面により報告すること。

④セルフテストの結果を月単位で、賃借人に対してメール等で報告すること。

7. 契約金額 契約金額は、AED本体、AED収納ボックスのリース料の他、AED収納ボックスの壁面取付工事・組立に関する費用を含む。また、AEDを使用した際に、使用した電極パッド等は無償で補充する費用を含む。
8. 納入 AED及びAED収納ボックスの納入費用は、賃貸人が負担する。なお、納入期間については、契約日から令和6年6月1日までに使用可能な状態で納入し、設置完了する。
9. 設置及び撤去 AED及びAED収納ボックスの設置及び契約期間満了後の撤去に関する費用は賃貸人が負担する。なお、設置及び撤去に際しては賃借人の指示に従うものとする。
10. 動産総合保険 納入日から契約期間満了までの間、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を、賃貸人の負担により付保する。
11. 公租公課 公租公課は賃貸人の負担とする。
12. 権利義務の譲渡の禁止
この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。
13. 一般的事項
（1）賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
（2）本仕様に定めのない事項については、逐次、市川市、賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
（3）本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して決定するものとする。
14. その他
（1）物件の納入に際し、AED及びAED収納ボックスの取扱方法について、納入場所の担当者に対し十分に説明を行うこと。